

信用事業強化計画の履行状況報告書

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の
再編及び強化に関する法律附則第 8 条第 1 項)

平成 24 年 11 月

ふたば農業協同組合

目 次

1 平成 24 年度上半期の概要	
(1) 経営環境 1
(2) 震災復興への取組み体制 1
(3) 主要勘定の状況（平成 24 年 8 月末時点） 1
(4) 単体自己資本比率の状況 2
2 農業者等に対する信用供与の円滑化その他の当組合の事業 区域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	
(1) 当組合の事業区域の状況 2
(2) 農業者等に対する信用供与の円滑化のための方策 3
(3) 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農 業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のた めの方策 8
(4) 東日本大震災の被災者への信用供与の状況 9
(5) 東日本大震災の被災地への支援をはじめとする被災地域 における復興に資する方策 12
(6) その他当組合が主として事業を行っている地域における 経済の活性化に資する方策 23
3 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保の ための方策	
(1) 経営管理体制 26
(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制 26
(3) 地域特性・事業基盤にあった収支構造に向けた取組み 26
(4) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び 市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびに これらに対する今後の方針 27

1 平成 24 年度上半期の概要

(1) 経営環境

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」といいます。）により管内の農業及び経済は甚大な被害を受けました。

平成 24 年 8 月末時点で、管内 8 町村のうち住民が居住できるのは広野町・川内村の 2 町村だけであり、組合員・利用者の多くはいまだに避難生活を強いられております。

(2) 震災復興への取組み体制

このような中、当組合は被災地域の農業協同組合として、農業者に対する信用供与の円滑化と組合員・利用者の農業・生活の復旧・復興に資する方策の実践に努めてまいりました。

管内の全域が避難指示区域の指定を受けたことから、平成 23 年 4 月に福島市に本店・コールセンターを、県内外 9 ヶ所に組合員サポートセンターを設置し、組合員・利用者の皆様のご相談・お手続きの受付、東京電力への農畜産物損害賠償請求の事務代行などを最優先にして取り組んでまいりました。

平成 24 年 4 月には広野支店・川内支店の支店業務を再開しています。

また、組合員・利用者の利便性向上のため、避難者の多い福島県内の 4 ヶ所（福島市、郡山市、会津若松市、いわき市）にフル機能の金融業務を行う仮店舗を平成 24 年 11～12 月に設置すべく、現在準備を進めております。

(3) 主要勘定の状況（平成 24 年 8 月末時点）

a 貸出金

管内のほぼ全域が避難指示区域に指定されていることから、復旧・復興に向けた新規の資金需要は低調である一方、被災者である個々の債務者との面談協議等を進めた結果、約定償還に加え住宅ローン・その他生活関連貸出等を中心に繰上償還の申し出を受けたことにより、平成 24 年 8 月末の貸出金残高は 83 億 43 百万円と前期末比 5 億 84 百万円の減少となりました。

b 貯金

組合員・利用者の多くが依然として避難生活の状況にあり、土地・住宅・自動車取得等の生活再建のための貯金払戻しが本格化していない一

方、原発事故被害に対する東京電力の損害賠償金、地震・津波による建物更正共済の支払共済金等の入金があり、平成24年8月末の貯金残高は927億26百万円と前期末比35億6百万円の増加となりました。

< 主要勘定の推移 >

(単位：百万円)

	平成23年	平成24年	平成24年		
	8月末実績	2月末実績	8月末実績	前年同月対比	前年度末比
貯金	59,499	89,220	92,726	33,227	3,506
貸出金	9,994	8,927	8,343	1,651	584
うち農業関連貸出	735	646	699	36	53
うちその他事業関連貸出	909	876	852	57	24
うち住宅ローン	5,123	4,674	4,369	754	305
うちその他生活関連貸出	1,597	1,221	958	639	263
うち地公体貸出	856	736	690	166	46
預金	48,712	89,993	93,949	45,237	3,956

(4) 単体自己資本比率の状況

平成24年8月末の自己資本比率は33.67%と前期末比1.67ポイントの上昇となりました。平成24年2月の優先出資96億60百万円の発行による資本増強以降、安定した財務基盤を確保のうえ、管内の復興支援に向けた金融仲介機能等を十全に発揮できる水準を維持しております。

< 単体自己資本比率の推移 >

平成24年2月末	平成24年8月末
32.00%	33.67%

2 農業者等に対する信用供与の円滑化その他の当組合の事業区域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 当組合の事業区域の状況

当組合は、福島県の浜通り中部の双葉郡の6町2村(広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村)を事業区域としています。

原発事故により、管内の全域が避難指示区域の指定を受けたため、組合員・利用者の皆さまは管外への避難を強いられました。

平成23年9月に広野町・川内村で緊急時避難準備区域が解除され、平

成 24 年 4 月に川内村の警戒区域が居住制限区域と避難指示解除準備区域に、平成 24 年 8 月に檜葉町の警戒区域が避難指示解除準備区域に再編されました。管内の残る 5 町村についても、今後新たな避難指示区域に再編されるものと思われま

す。しかし、平成 24 年 8 月末時点で、住民が居住できるのは広野町・川内村の 2 町村だけであり、組合員・利用者の多くが避難生活を強いられているという厳しい状況は変わっていません。

また、平成 24 年は管内 8 町村とも稲作の作付制限・自粛要請が行われており、管内での本格的な営農再開は平成 25 年以降となっています。

このように、管内地域が復旧・復興に向かっていくには未だ時間がかかる状況にあります。

参考：新たな避難指示区域の定義等

< 避難指示解除準備区域 >

年間積算線量 20 ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域。引き続き避難指示が継続されるが、復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域。

道路の通過交通、住民の一時帰宅（ただし宿泊は禁止）、公益目的の立入りなどが柔軟に認められ、スクリーニング等は原則不要。

< 居住制限区域 >

年間積算線量 20 ミリシーベルトを超えるおそれがあり、引き続き避難の継続を求める地域。年間積算線量 20 ミリシーベルト以下であることが確実とされた場合には、「避難指示解除準備区域」に移行。

原則、住民の避難が求められる地域であるが、例外的に、住民の一時帰宅（ただし、宿泊は禁止）、通過交通、公益目的の立入りなどが認められる。

< 帰還困難区域 >

5 年間を経過してもなお年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が 50 ミリシーベルト超の地域。

区域境界において、バリケードなど物理的防護措置を実施し、住民に対して避難の徹底を求める。

(2) 農業者等に対する信用供与の円滑化のための方策

a 農業者等に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、これまでも本支店において十全な相談対応を行えるよう体制を整備し、また、地域金融機関として、地域経済の発展に資するべく取り組んでまいりました。

原発事故により管内全域が避難指示区域に指定された平成 23 年度以

降、組合員・利用者に対して必要な信用供与等を円滑に行うために、次のように相談体制等を整備し、対応を行っています。

(a) 組合員サポートセンターによる相談体制

平成 23 年 4 月 15 日より、県内外に避難している組合員・利用者からの相談等に的確に応えるため、管内 8 町村の災害対策本部（臨時役場）の最寄りの JA 店舗内 10 カ所に「組合員サポートセンター」を開設しました。

平成 24 年 4 月の当組合の広野・川内支店の再開、避難者の転居及び役場機能の移転等に応じ、平成 24 年 10 月 31 日現在、県内 2 ケ所に支店を、県内 6 カ所・県外 1 カ所の計 7 ケ所に組合員サポートセンターを設置しており、旧町村ごとに震災前の支店長等を配置するなど、地域金融機関として培ってきた信頼を軸に、被災された組合員・利用者が相談しやすい体制を整え、被災組合員等への生活面にかかる相談（貯金業務や借入に関する相談等）や組合員の東京電力に対する農畜産物損害賠償請求に関する相談・対応を継続しています。

< 支店・組合員サポートセンター設置状況（平成 24 年 10 月 31 日現在） >

（単位：人）

設置場所			要員数
< 支店 >			
福島県	広野町 1	当組合 広野支店	6
	川内村 1	当組合 川内支店	6
< 組合員サポートセンター >			
福島県	福島市	JA 福島ビル内	3
	二本松市	JA みちのく安達 安達支店内	4
	郡山市	JA 郡山市 安積総合支店内	4
	田村市	JA たむら 要田支店内	4
	会津若松市	JA あいづ 本店内	8
	いわき市	JA いわき市	7

		本店内	
埼玉県	加須市	JA ほくさい 騎西中央支店内	5
支店・組合員サポートセンター 要員合計			47

- 平成 23 年 9 月 30 日の広野町・川内村の緊急時避難準備区域の指定解除等を受け、平成 23 年 10 月 11 日より、広野支店・川内支店内に組合員サポートセンターを設置。平成 24 年 4 月 2 日より、支店窓口業務を再開。

< 組合員サポートセンターにおける事業別相談等受付件数 >

(単位：件)

	震災以降 ～平成 24 年 2 月	平成 24 年 3 月 ～8 月	平成 24 年 9 月 ～10 月
信用事業	20,856	14,558	3,894
共済事業	19,348	15,679	3,924
経済事業(購買・販売)	6,225	3,437	952
その他	1,167	1,011	447
合計	47,596	34,685	9,217

- 信用事業における相談内容は、平成 24 年 2 月分まではコールセンターの取扱件数に反映されている(組合員サポートセンターは、顧客ごとに相談受付票を作成しコールセンターに報告)。
- 共済事業は、被災した建物についての共済金支払いに係る相談が中心。
- 経済事業では、東京電力に対する損害賠償請求についての相談が中心となっているが、一部営農再開に関する各種照会・相談にも対応している。

(b) コールセンターによる相談体制

被災された組合員・利用者からの信用・共済事業にかかる相談・取引に対応するため、平成 23 年 4 月 19 日に JA 福島ビルの本店内にコールセンターを設置しました。また、平成 24 年 6 月には、業務の専門性を発揮するため、コールセンターの体制を地区割りから業務割り(金融事務課・共済事務課)に変更しました。

平成 24 年 10 月 31 日現在、支店業務に精通した職員 24 名を配置し、直接来電のあった案件及び組合員サポートセンターから取り次がれた貯金・共済の事務処理を行うほか、組合員サポートセンターへ相談に行くことのできない組合員・利用者等についても組合事業全般について、電話等による相談受付・対応を行っております。

< コールセンターの相談・取扱件数 >

平成 23 年度

(単位 : 件)

		震災以降 ~平成 24 年 2 月
信用事業	振込・口座振替等決済業務	39,835
	貯金口座の入出金停止・解除	8,499
	定期貯金・定期積金解約等	5,029
	返済猶予受付・相談	4,341
	貯金通帳・証書再発行	5,664
	残高照会	3,124
	キャッシュカード発行・再発行	2,082
	計	68,574
共済事業 計		32,912
合 計		101,486

平成 24 年度

(単位 : 件)

		平成 24 年 3 月 ~ 8 月	平成 24 年 9 月 ~ 10 月
信用事業	当座性貯金関係	671	183
	定期性貯金関係	158	121
	為替・振込関係	44	14
	その他	195	19
	計	1,068	337
共済事業 計		4,821	997
合 計		5,889	1,334

(注 : コールセンターの取扱件数の集計対象について)

平成 23 年度は、貯金の便宜払い等の緊急特例対応に加えサポートセンターを通じた取次業務を含めた事務処理件数を集計。

平成 24 年度は、組合員サポートセンターでの相談受付件数との重複を避けるため、組合員・利用者から直接コールセンターに対する電話での相談件数を集計対象に変更。

(c) 本店による相談体制

総務部・金融共済部・指導経済部においても組合員・利用者からの相談対応を行うとともに、専門部署として組合員サポートセンター・コールセンターからの相談に対して適切な支援を行っております。

具体的には、金融共済部では、融資課に貸出業務に精通した職員 5 名を配置し、組合員、組合員サポートセンター及びコールセンターにおいて受け付けた新規借入申し込みや既往貸出金にかかる返済猶予・条件変更等の相談に対し、一元的に管理し、個別に相談に応じております。

指導経済部では、管内の営農再開に向けた各種照会・相談への対応を行っております。また、農家組合員の東京電力に対する農畜産物損害賠償請求にかかる事務受託を行う専門部署を設置し、被災した農家組合員の営農損害回復に向けた支援を行っております。

なお、金融共済部に配置している担い手金融リーダー（注）は、県域農業金融センター機能（注）を担う農林中金福島支店からの指導・サポートも受けながら、農業者への相談・融資対応を行っております。

注： 担い手金融リーダーとは、JAバンクとして地域の農業担い手の事業展開を融資や情報提供面でのサポート強化を図るため、全 JA・信連・農林中金（本・支店）に設置している農業融資の実務リーダーであり、JA・農林中金間や行政・関係機関の農業担い手担当部署と連携する金融部門の窓口担当者です。

注： 県域農業金融センター機能は、農業者等への金融対応力の強化のため、県域（信連・1JA・農林中金統合県支店）に構築し、中央会等各連と連携し JA 金融部門・営農経済部門（TAC 等）と一体となって、JA のサポート・指導や農業法人等への融資・相談等を行うものです。

(d) 訪問活動の取組み

地震・津波の被害に加え、原発事故に伴う避難指示区域の指定により、組合員・利用者の多くが依然として県内外に避難しています。

当組合では、広報誌の配布を通じた当組合の現況報告、組合員・利用者の近況確認や当組合への意見・要望をくみとるため、平成 23 年 12 月に続き、平成 24 年 6 月と 10 月に全職員による仮設住宅等避難先の一斉訪問（県内外 108 カ所・8,105 戸の応急仮設住宅を訪問）を行いました。一斉訪問は、組合員・利用者の声を直にお聞きすることのできる貴重な機会であることから、平成 24 年度は 6 月・10 月に続き 12 月にも一斉訪問を予定しております。

また、当組合から借入等を行っている被災者の方々に対し、条件変

更等の相談に応じるため、返済猶予の申出のあった方々に対して当組合の職員が県内外に個別面談を行いました。(平成24年3~10月の個別相談件数:186件)

組合員サポートセンター・コールセンターによる相談体制に加え、今後とも、こうした訪問活動を継続していくことにより組合員・利用者への相談対応、利便性向上につなげてまいります。

b 信用供与の実施状況を検証するための体制

当組合では、管内の復興支援を万全に進めるべく、組合員・利用者の具体的ニーズの充足や満足度向上を図る取組みを着実に進めていく観点から、組合員・利用者に対する信用供与の実施状況等について、月次及び四半期毎に取組事項の検証や情報の共有を行う体制を構築し、計画した実施事項の進捗管理を行っております。

(a) 「信用事業強化計画実績検討会」での進捗管理(月次)

本店総務部を管理部署として、常勤役員、参事、本店各部・次・課長、支店長が参画する「信用事業強化計画実績検討会」を平成24年3月以降毎月開催し、各施策及び計数実績等の進捗管理を行うとともに、組合員・利用者の所在確認、避難状況に応じた新たな事業拠点の設置等、取組状況に応じた改善策の検討と対策に取り組んでおります。

(b) 理事会での進捗管理(四半期)

平成24年4月および7月の理事会において、前記の「信用事業強化計画実績検討会」等での検討・協議を踏まえた信用事業強化計画の取組状況について報告を受け、計画の進捗状況等を確認・管理するとともに、地域の復興状況や組合員・利用者からの相談・ニーズ等に応じた信用供与の対応状況について検証しております。

また、こうした四半期毎の検証等を行い、計画遂行上必要と認識される施策について、「信用事業強化計画実績検討会」に対して、職員教育の充実、相談機能発揮による債務者への適切な対応等を指示しております。

(3) 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

a 不動産担保又は個人保証に過度に依存しない融資の促進

営農再開や生活再建に向けた組合員・利用者からのニーズに対して、

制度資金など震災特例融資を積極的に活用しながら、組合員・利用者の経営状況や将来性、復興状況等を踏まえ、福島県農業信用基金協会の保証制度等を活用し、不動産担保・個人保証に依存しない融資推進に取り組んでおります。

なお、当組合では、平成 23 年 10 月以降、原則経営者以外の第三者連帯保証人を求めないこととする事務手続に内容を改正しています。

< 不動産担保等に過度に依存しない災害対応融資の状況 >

(単位：件、百万円)

資金名	震災以降～ 平成 24 年 2 月		平成 24 年 3 月 ～8 月		平成 24 年 9 月 ～10 月	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
原発事故対策緊急支援資金 (福島県の制度資金)	4	14	2	15	0	0

b 出資の機会の提供

当組合管内の 8 町村では、平成 24 年も米の作付制限・自粛要請が行われており、営農再開には至っておりません。

今後、除染、農地復旧等が行われ、営農が再開される際には、その担い手として新たに農業法人が設立されることも想定されます。

その際には、当組合としては、行政等と連携の上、農業法人の設立についての指導・支援を行うとともに、当該農業法人の資本金の充実について、アグリビジネス投資育成株式会社(注)等官民の各種ファンドの活用を提案してまいります。

注：アグリビジネス投資育成株式会社とは、農業法人の発展をサポートするため、JAグループと株式会社日本政策金融公庫の出資により設立され、農林水産省の監督を受ける機関です。

(4) 東日本大震災の被災者への信用供与の状況

a 被災者に対する条件変更等対応状況

平成 24 年 3 月から 10 月末までの条件変更申出の受付件数は 7 件(55 百万円)でした。なお、平成 24 年 2 月末時点で条件変更申出等を受け継続対応であった案件は 22 件(5 億 36 百万円)でした。

当該債務者とは個別に協議を進め、平成 24 年 3～10 月の間に 8 件(71 百万円)の条件変更を行うとともに、17 件(3 億 77 百万円)が当初約定条件へ復帰し、平成 24 年 10 月末時点で 4 件(1 億 43 百万円)が継続対応となっています。

引き続き、借入金償還の負担軽減についての相談を受けた際には、本店金融共済部融資課が中心となって個別相談を行い、個々の債務者の状況を踏まえた対応を進めてまいります。

また、当組合では私的整理ガイドラインにかかる相談受付、申請手続の支援を行っていますが、平成24年3月から11月末までの相談受付はありませんでした。私的整理ガイドラインの利用にあたっては資産額の確定が必要ですが、避難指示区域の再編に時間を要しており、東京電力による財物の損害賠償が確定していないため、債務者においては私的整理ガイドラインの利用・相談まで至っていない状況にあると考えられます。

< 震災後の条件変更の対応状況 > (単位：件、百万円)

	震災以降 ～平成24年2月		平成24年3月 ～8月		平成24年9月 ～10月	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業関連資金	3	43	1	4	0	0
住宅ローン	66	787	4	48	0	0
生活関連資金	30	51	2	4	0	0
農業外事業資金	0	0	1	15	0	0
合計	99	881	8	71	0	0

b 新規資金需要への対応

震災以降、被災した組合員・利用者の今後の営農再開や生活再建を支援するため、新規融資の体制を整備しました。

管内のほぼ全域が避難指示区域という状況から資金の借入需要は低迷している状況ではありますが、平成24年3月から10月末までに30件・2億33百万円の新規貸出を行いました。

(a) 農業関連資金

農業関連資金の新規貸出は、3件・35百万円の実績でした。うち2件は、避難先で農業を再開するための設備資金でした。

(b) 生活関連資金

生活関連資金の新規貸出は、25件・1億26百万円の実績でした。内訳は、マイカーローンが13件・25百万円、住宅ローンが6件・92百万円でした。

当県においては自動車が生活の必需品であることから、マイカーロ

ローンのニーズは一定程度あるものと考えられます。また、新たな避難指示区域の見直しが進まない中であっても、徐々に住宅取得ニーズも出てきております。

平成 24 年度は、住宅ローン等の生活関連資金について、農林中央金庫が行う東日本大震災復興支援にかかるローンに対する 0.5%の利子補給制度も活用し、引き続き組合員・利用者の状況等をきめ細かく把握し、生活資金の面からも、復旧復興に貢献してまいります。

< 震災後の新規貸出実績 >

(単位：件、百万円)

資金名	震災以降 ～平成 24 年 2 月		平成 24 年 3 月 ～ 8 月		平成 24 年 9 月 ～ 10 月	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
原発事故対策緊急支援資金 (福島県の制度資金)	4	14	2	15	0	0
プロパー貸付	1	96	1	20	0	0
農業関連資金 計	5	110	3	35	0	0
住宅ローン	1	25	2	43	4	49
マイカーローン	6	12	11	19	2	6
貯金担保貸付	4	22	0	0	4	8
共済担保貸付	2	1	0	0	2	1
生活関連資金 計	13	60	13	62	12	64
地方公共団体向け貸付	1	12	2	72	0	0
合 計	19	182	18	169	12	64

< 組合員・利用者への主な対応事例 >

< 避難先にて営農を再開しようとする組合員への融資事例 >

避難先にて花卉栽培を再開しようとする組合員に対し、県の補助事業（施設取得への助成）も活用した上で、花卉栽培のためのハウス等の施設資金を無利子の制度資金である原発事故対策緊急支援資金にて融資を行いました。

融資金額 10 百万円
 期間 9 年 5 ヶ月（据置期間 1 年 5 ヶ月）
 金利 0%（県と JA グループ福島による利子補給）
 担保・保証 福島県農業信用基金協会保証

(5) 東日本大震災の被災地への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策

a 組織体制の見直し

当組合では、平成 23 年 5 月に本店の指導経済部内に復興対策チームを設置しましたが、復旧・復興の進展にあわせ、平成 24 年 6 月に、展示圃の運営、管内・避難先での営農支援等を担当する「営農復興課」、東京電力への損害賠償請求等を担当する「損賠対策課」、生産資材等の供給、女性部活動等を担当する「経済課」に組織再編しました。

< 営農継続している農家組合員への営農指導等の概要 >

< 和牛子牛繁殖農家 >

震災・原発事故前に 65 戸あった繁殖農家のうち、51 戸が全頭廃棄処分を行い、14 戸は県内外に和牛を避難させ繁殖飼育を継続しております。

避難して営農を継続している繁殖農家に対しては、営農復興課が中心となり子牛生産検査や登録検査の実施、全農家畜市場（毎月開催）への販売対策、出荷前のスクリーニングの実施や飼養技術指導会（震災後の県産ワラと県産牧草の放射性物質検出による農家指導等）等の実施を行っています。

< シイタケ栽培農家 >

シイタケ栽培農家 2 戸に対し、営農復興課が全農の協力も得て、シイタケ菌床栽培についての具体的な技術指導及び管理方法等について講習会を実施したほか、現況のきのこ栽培情報並びに県内のモニタリング結果等も随時情報提供しています。

b 金融面の対策

(a) 既往債務の対策

ア 負担軽減等にかかる対応

当組合では震災発生以降、債務者の申し出に応じ、返済猶予に対応し、順次、債務者との相談・協議を進め、債務者の収入状況等を踏まえた条件変更等の対応を行ってまいりました。

これらの債務者のうち、農業者に対しては、本格的な営農再開の準備が始まった際には、必要に応じ、日本政策金融公庫や農業信用基金協会と連携した経営体育成強化資金、農業経営負担軽減支援資

金の提案・活用等を行ってまいります。

負担軽減を希望する住宅ローンの借入者に対しては、当年度償還額の間据置の設定及び最終期限の延長（1年の延長）による償還猶予に応じたほか、生活資金の利用者に対しては、一時的な収入の減少等、個別の状況等を踏まえ、条件変更等必要な対応を進めてまいります。

また、既往債務の整理が必要と判断される場合には、私的整理ガイドラインの活用検討や、税理士、弁護士等専門家と連携し、債務整理等、利用者の状況に応じた対策を実施してまいります。

イ 二重債務問題にかかる対応

原発事故の収束が見えない中、二重債務問題に関する相談は平成24年11月末時点で発生しておりませんが、今後、組合員・利用者の事業の復旧等に際し、対応が必要と判断される場合には、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的に、福島産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構の活用を検討してまいります。

また、震災の影響により住宅資金の二重債務を抱える利用者が出てきた場合には、平成24年2月に福島県により措置された利子補給事業（新規に住宅ローンを借り入れた者に対し、既存住宅ローンにかかる今後5年間分の利子相当額を一括交付：上限1,400千円）の活用等を行ってまいります。

(b) 新規資金需要への対応

当組合では、復旧・復興に向けた資金需要に対応するため、組合員・利用者からの相談対応、仮設住宅等への訪問活動を通じ把握した資金ニーズに対して、県、各市町村、農業信用基金協会、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、福島県農業協同組合中央会、農林中金等の関係機関と連携し、低利・無利子資金等の提案、提供をしております。

< 農業関連資金の内容 >

貸付利率は平成 24 年 11 月 1 日現在

資金名	資金の内容
制度資金	
<p>経営体育成強化資金</p>	<p>日本政策金融公庫原資の資金であり、当組合が相談窓口および取次金融機関として受付を行います。東日本大震災を受け、最長 18 年間の無利子化措置が図られています。</p> <p>対象者：認定農業者・主業農業者 資金用途：施設・機械・負債整理等 貸付限度額：5 億円まで（個人は 1 億 5 千万円まで） 貸付期間：28 年以内 貸付利率：18 年間は無利子（保証料は不要） 担保保証人：原則不要（保証については、法人の場合は代表者のみ、担保物件は融資対象物件に限る）</p> <p>* 震災以降の取扱実績はありません</p>
<p>農業経営負担軽減支援資金</p>	<p>営農に係る負債整理資金であり、当組合が取扱金融機関として相談・貸付を行います。大震災を受け、最長 10 年間（特認の場合は 15 年間）の無利子化措置が図られています。</p> <p>対象者：主業農業者 資金用途：営農に係る負債整理 貸付限度額：所要金額の範囲内 貸付期間：10 年（特認 15 年）以内 貸付利率：10 年間（特認 15 年間）は無利子 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証・直接被災者は保証料負担なし）</p> <p>* 震災以降の取扱実績はありません</p>
<p>農家経営安定資金 （東日本大震災農業経営対策特別資金）</p>	<p>東日本大震災ならびに東京電力福島第一原発事故により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定を図るため、当組合が相談窓口および取扱金融機関として貸付を行います。大震災を受け、県と JA グループ福島による利子補給（助成）措置を行い、最長 10 年間の無利子化措置が図られています。</p> <p>【東日本大震災農業経営対策特別資金】 （平成 24 年 5 月 1 日時点の取扱期限：平成 25 年 3 月 12 日）</p>

資金名	資金の内容
	<p>東北地方太平洋沖地震対策資金（地震・津波の被害を受けた農業者等を対象）</p> <p>対象者：農業を営む個人・団体等</p> <p>資金用途：施設等の復旧、営農のための運転資金</p> <p>貸付限度額：500万円まで</p> <p>貸付期間：10年以内</p> <p>貸付利率：無利子（保証料は別途必要）</p> <p>担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p> <p>* 震災以降の取扱実績はありません</p> <p>原発事故対策緊急支援資金（出荷制限・風評被害等の影響により収入減少した農業者および原発事故による避難農業者等を対象）</p> <p>対象者：農業を営む個人・団体等</p> <p>資金用途：営農のため当面必要な運転資金および福島県内での営農再開のため必要な運転資金</p> <p>貸付限度額：1,200万円まで（個人は1,000万円まで）</p> <p>貸付期間：10年以内</p> <p>貸付利率：無利子（保証料は別途必要）</p> <p>担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p> <p>震災以降の取扱実績：6件、29百万円</p>
農業近代化資金	<p>東日本大震災により直接または間接被害を受けた農業者については、平成23年5月から最長18年無利子かつ実質担保・保証人なしで融資を受けることが出来るようになり、当組合でも取扱金融機関として貸付を行っています。</p> <p>本資金により津波被害により、耕作地が浸水あるいは農機や施設等が流失する等の影響を受けている農業者の復旧・復興に向けた需資に対応しています。</p> <p>対象者：農業を営む個人・団体等</p> <p>資金用途：施設・農機具、果樹等植栽育成、家畜購入、長期運転資金等</p> <p>貸付限度額：2億円まで（個人は1,800万円まで）</p> <p>貸付期間：20年以内</p> <p>貸付利率：最長18年無利子</p>

資金名	資金の内容
	担保保証人：必要に応じて担保、保証人が必要 （福島県農業信用基金協会の保証・保証料負担なし） * 震災以降の取扱実績はありません
農業経営改善促進資金(新スーパーS資金)	認定農業者および六次産業化法認定者のための運転資金であり、当組合が取扱金融機関として相談・受付を行います。 対象者：認定農業者・六次産業化法認定者 資金使途：農業経営改善計画の達成に必要な運転資金 貸付限度額：認定農業者 2,000 万円まで（個人は 500 万円まで、六次産業化法認定者 4,000 万円まで（個人は 1,000 万円まで） 貸付期間：1 年以内 貸付利率：1.5%（保証料は別途必要） 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会） * 震災以降の取扱実績はありません
JAバンクの資金	
<p>東日本大震災の影響を受けた農業者の負担軽減を図るため、JAバンク利子助成事業（*）を活用したJA農業関係資金を相談・貸付しております。</p> <p>* JAバンクアグリ・エコサポート基金は、JAバンクの社会貢献活動の一環として、農林中央金庫の基金拠出によって設立された一般社団法人です。JAバンク利子助成事業は、このJAバンクアグリ・エコサポート基金を助成機関として、厳しい経営環境に直面している農業者に対して、農業経営の安定化・効率化を目的に、JAバンクの農業資金に対して最大年 1.0%の利子助成を行っております。なお、利子助成の対象となる農業資金はJA農機ハウスローン、担い手応援ローン、アグリスーパー資金、アグリマイティー資金、農業経営改善資金（新スーパーS資金）および農業近代化資金です。</p> <p>（以下 ～ の貸付利率は利子助成前の利率）</p>	
JA農機ハウスローン	対象者：農業を営む個人・団体等 資金使途：農機具、パイプハウス購入等 貸付限度額：1,800 万円まで 貸付期間：10 年以内 貸付利率：年 1.975%～2.35%（保証料は別途必要） 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証） * 震災以降の取扱実績はありません

資金名	資金の内容
<p>担い手応援ローン</p>	<p>対 象 者：農業を営み、ＪＡの税務対応支援を受ける個人・法人等</p> <p>資 金 使 途：農業生産・農業経営に必要な運転資金</p> <p>貸付限度額：1,000 万円まで</p> <p>貸 付 期 間：1 年以内</p> <p>貸 付 利 率：年 1.975%（保証料は別途必要）</p> <p>担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p> <p>* 震災以降の取扱実績はありません</p>
<p>アグリスーパー資金</p>	<p>対 象 者：水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる個人・法人等</p> <p>資 金 使 途：農業生産・農業経営に必要な運転資金</p> <p>貸付限度額：水田・畑作経営所得安定対策の交付金相当額および対象品目の販売代金相当額のうち、ＪＡ口座に入金される金額の範囲内</p> <p>貸 付 期 間：1 年以内</p> <p>貸 付 利 率：年 1.6%（保証料は別途必要）</p> <p>担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p> <p>* 震災以降の取扱実績はありません</p>
<p>アグリマイティールー 資金</p>	<p>対 象 者：農業を営む個人・法人等</p> <p>資 金 使 途：農機具購入、農畜舎建設資金、農産物加工・流通・販売に必要な資金、地域の活性化や振興を支援するための設備資金 等</p> <p>貸付限度額：所要金額の範囲内まで</p> <p>貸 付 期 間：10 年以内</p> <p>貸 付 利 率：年 1.05%～年 1.975%（保証料は別途必要）</p> <p>担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p> <p>* 震災以降の取扱実績：1 件、20 百万円</p>

< 生活関連資金の内容 >

資金名	資金の内容
制度資金	
<p>災害復興住宅融資制度</p>	<p>住宅金融支援機構原資の資金であり、当組合が相談窓口および取次金融機関として受付を行います。</p> <p>大震災を受け、平成 23 年 5 月から取扱いが開始となった融資制度であり、主に被災者が住宅再建を行う際に、当初 5 年間無利子、元金据置期間を 5 年（通常 3 年）に拡充した被災者支援のための住宅融資制度です。</p> <p>対象者：住宅が全壊、半壊、一部損壊された方 （り災証明書を交付されている方）</p> <p>資金用途：住宅の新築・購入、補修</p> <p>貸付限度額：3,270 万円まで</p> <p>貸付期間：35 年以内</p> <p>貸付利率(注)： 当初 5 年 年 0.00% 6 年～10 年目 年 0.94% 11 年目以降 年 1.47%</p> <p>（注）建設・購入の場合で特例加算部分は除く 担保保証人：建物・敷地に第一抵当権順位の抵当権を設定。 火災保険金請求権に質権設定。</p> <p>* 震災以降の取扱実績はありません</p>

資金名	資金の内容
J Aバンクの資金	
J A住宅ローン	<p>災害復興住宅融資制度は、金額の上限があることや面積要件があることから、被災者支援を目的にJ A住宅ローンの要件を緩和いたしました。</p> <p>具体的には、後順位での抵当権設定を可とするなどの対応を行っており、災害復興住宅融資制度と併せ、被災者の住宅再建支援を行ってまいります。</p> <p>対象者：組合員の方 資金使途：住宅の新築・購入（中古住宅含む）増改築資金等 貸付限度額：5,000万円まで 貸付期間：35年以内 貸付利率：年0.25%～3.93%（保証料は別途必要） 担保：融資対象物件（土地・建物）に原則として第一抵当権順位の抵当権を設定。 火災共済（保険）金請求権に質権設定。 保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会または協同住宅ローン（株）の保証）</p> <p>震災以降の取扱実績：7件、1億16百万円</p>
J Aリフォームローン	<p>地震や津波の被害により、住宅等の改装・補修の需要が高まっています。平成24年5月1日より貸付限度額を1,000万円まで拡大するなど、被災者の資金ニーズに対応しています。</p> <p>対象者：組合員の方 資金使途：住宅の増改築・改装・補修，その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金 貸付限度額：1,000万円まで 貸付期間：1年以上15年以内 貸付利率：年0.95%～2.475%（保証料は別途必要） 担保：原則不要。ただし，借入金額が500万円を超える場合は，融資対象物件（土地・建物）に第1順位の抵当権を設定。 保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会または協同住宅ローン（株）の保証）</p> <p>* 震災以降の取扱実績はありません</p>

資金名	資金の内容
<p>ＪＡマイカーローン</p>	<p>津波被害によりマイカーが多く失われ、被災者の生活の足は奪われました。当管内・避難生活において、日々の生活にマイカーが必要不可欠であることから、ＪＡマイカーローンを取り扱っております。</p> <p>対象者：組合員の方</p> <p>資金用途：自動車・オートバイ購入、点検・修理、車検、運転免許取得、車庫建設（100万円以内）等</p> <p>貸付限度額：500万円まで</p> <p>貸付期間：7年以内</p> <p>貸付利率：年1.1%～3.95%（保証料は別途必要）</p> <p>担保保証人：不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p> <p>震災以降の取扱実績：19件、37百万円</p>
<p>ＪＡ教育ローン</p>	<p>震災・原発事故の影響により、被災者・被災者子弟の就学に支障をきたすことがないよう、当組合ではＪＡ教育ローンを取り扱っております。ＪＡ教育ローンについては、在学期間中の元金据置を可能にしており、被災者の負担軽減を図っております。</p> <p>対象者：組合員の方</p> <p>資金用途：就学子弟の入学金、授業料、学費、アパート家賃等</p> <p>貸付限度額：500万円以内</p> <p>貸付期間：13年6カ月（在学期間＋7年6カ月）</p> <p>貸付利率：年1.60%～2.80%（保証料は別途必要）</p> <p>担保保証人：原則不要（保証協会の保証）</p> <p>貸付額200万円以上は配偶者連帯保証</p> <p>*震災以降の取扱実績はありません</p>
<p>ＪＡフリーローン</p>	<p>津波被害により家財道具を含む所有資産が失われました。被災者の生活を安定させるため、生活必需品の取得は欠かせません。したがって、当組合では、被災者が家財購入等多目的に使用できるＪＡフリーローンを取り扱っております。</p> <p>対象者：組合員の方</p> <p>資金用途：生活に必要なとする資金</p> <p>貸付限度額：300万円以内</p> <p>貸付期間：5年以内</p>

資金名	資金の内容
	貸付利率：年 5.475% ~ 6.050% 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証） * 震災以降の取扱実績はありません

c 地域の復興計画策定への参画

各町村の設置した復旧・復興計画策定委員会に、農業者の立場として当組合の役職員が参加し、農地の除染・復旧等にかかる要望、モデル事業への参画等を行いました。

なお、支店・サポートセンターのみならず本店指導経済部の職員も各町村を訪問し、各町村との復興対策にかかる情報交換ならびに関係機関の連携を強化しています。

d 被災地域の復興支援にかかる取組み

原発事故により平成 23 年に続き平成 24 年も管内全地域で稲作の作付制限・自粛要請がなされる等、農業が営めない状況にあります（管内作付可能面積（8,628ha）の全てが被災農地であり、作付けをするためには除染が必要となります）。

当組合では、農業の復興が地域の復興に直結することを踏まえ、農業分野において、農業生産基盤の復旧対策・営農再開支援、東京電力への農畜産物損害賠償請求、の 2 点を重点分野に位置づけ取り組んでおります。除染は行政が事業主体となっており、広野町については、農地約 400ha（水田約 330ha、畑約 70ha）を平成 24 年 11 月から来年 3 月にかけて除染していく日程が示されているほか、川内村については、旧緊急時避難準備区域内における水田の除染が 11 月末までに完了する見通しとなっております。

当組合では、除染関連業務を行う営農復興組合の活動への支援を行うとともに、除染後の線量の測定も定期的に行うこととしております。

(a) 農業生産基盤の復旧対策・営農再開支援

当組合管内の 8 町村のうち、4 町村において営農再開に向けた具体的な動きが始まっています。

平成 23 年 10 月に緊急時避難準備区域の指定が解除された広野町・川内村では、平成 24 年は稲作の作付自粛要請を行いました。平成 25 年以降の作付再開に向けたデータ収集のため、平成 24 年に稲作の試験栽培（1ヶ所 10a の圃場を、広野町は約 40ヶ所、川内村は約 30

カ所設置)を行っています。また、作付制限がなされている檜葉町・葛尾村においても、将来の作付再開に備え、平成 24 年に稲作の試験栽培を行っています。生産された農産物は試験研究機関等に分析を依頼し、放射線量等が問題ない水準であると確認されました。

当組合では、4 町村と協議・連携を行い、これらの試験栽培に対し、生産・除染資材の無償提供、営農指導の実施等の支援を行っております。

また、管外等で稲作の再開を希望する組合員に対して、生産数量目標(本年度水稻の作付けができる数量・面積)の配分、戸別所得補償への加入手続き等の支援を行っております。また、他組合の選果場への就労紹介も行っております。

平成 24 年 7 月には、組合員を対象に管内外での営農再開についての意向を確認するアンケート調査を行いました。営農再開の意向がある旨回答のあった組合員に対しては、当組合から連絡をとって再度内容確認を進め、個別に営農再開の支援を進めております。また、確認内容等は組合員毎に営農支援台帳としてまとめ、今後の営農再開支援に活用していくこととしております。

(b) 東京電力への農畜産物損害賠償請求

組合員のみならず地域の農業者全員の生活を支援するため、当組合では、福島県農業協同組合中央会等と連携の上、組合員の東京電力に対する農畜産物損害賠償請求の事務を受託しています(平成 24 年 10 月 31 日現在、委任状受領先数 6,306 人)。平成 24 年 3 月から 10 月末の間に、46 億 89 百万円の農畜産物損害賠償を東京電力に対し請求し、21 億 25 百万円の支払いを受けております。

今後とも請求した損害賠償の速やかな支払い、損害賠償の対象範囲の拡大等について、関係団体等と連携の上、東京電力に対して強く求めてまいります。

e 人材育成と活用

被災した農業者をはじめとする組合員・利用者からの様々な相談に的確に対応できるよう、研修及び通信教育により、金融実務や各事業の専門知識を備えた人材の育成に引き続き取り組めます。

組合員・利用者の金融ニーズ等に対応できるような職員の育成に向け、平成 24 年 4 月に定めた職員研修規程及び平成 24 年度教育研修年間計画に基づき、組合員・利用者への相談対応力強化の観点等から、貸出・金融法務・税務等の外部研修への参加者を増加させる等、人材育成を行

っております。

< 資格取得状況 平成 24 年 10 月 31 日現在 >

資格	取得者数
金融法務相談員	14 名
税務相談員	8 名
年金アドバイザー	5 名
FP	1 名
宅地建物取引主任者	2 名

(6) その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

a 創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策

管内の大半が現在も避難指示区域であり、営農活動が制限されている現状では、管内においては直ちに新規就農や六次産業化への支援はできない状況にあり、除染による農地復旧の状況等を踏まえながら対応してまいります。

b 経営に関する相談その他の利用者に対する支援にかかる機能の強化のための方策

農業者等からの経営に関する相談等に応えるため、組合員サポートセンターに相談窓口を設置し、各種相談に応じております。

平成 23 年の税務申告に際しては、損害賠償金の税務上の取扱い等についての情報の郵送、電算システム（JA 情報マネジメント）による税務申告基礎資料データの提供（平成 23 年度の利用者は 431 名）、税理士の個別直接指導による税務相談会の開催（平成 24 年 3 月に JA 福島ビルで開催。参加者は 9 名。）等を行いました。

また、組合の体制整備として、信用事業部門と営農・経済事業部門の事業間連携を強化するとともに、担当者に対する外部研修会への参加奨励及び内部研修会の開催等を行っております。

c 早期の事業・生活再生に資する方策

(a) 組合員サポートセンター・コールセンター等の相談機能の強化

組合員・利用者からの相談対応を適切かつ効果的に行うため、組合員・利用者の避難状況の変化に対応して組合員サポートセンターの設置場所・配置職員数を適宜変更いたしました。

また、業務の専門性を発揮するため、コールセンターの体制を地区割りから業務割り（金融事務課・共済事務課）に変更（平成 24 年 6 月）する等、機能強化のため組織の見直しを行ってまいりました。

< 組合員サポートセンターの設置状況の変遷 >

(単位:ヶ所、人)

年月	平成 23 年 4 月	同 6 月	同 7 月	同 11 月	平成 24 年 4 月
サポート センター数	9	13	12	9	7
1 ヶ所あたり 職員数	2.9	4.5	3.6	4.3	5.7

平成 23 年 4 月に、県内外 9 ヲ所に組合員サポートセンターを設置

組合員・利用者対応を強化するため、自宅待機中の職員を招集して順次組合員サポートセンターを増設し、同年 6 月には 13 ヲ所に設置

仮設住宅等への入居に伴い、避難先が集約化されてきたことに伴い、同年 7 月以降組合員サポートセンターを集約

平成 24 年 4 月に、広野支店・川内支店を再開し、同支店内に設置していた組合員サポートセンターは終了

(b) 訪問活動の充実・事業拠点の設置検討等

訪問活動の充実・事業拠点の設置を検討するため、組合員・利用者の所在（避難先）確認を行っております。

組合員・利用者の所在確認については、平成 23 年 9 月に全ての組合員に対し所在確認の通知を行ったほか、信用・共済事業や農畜産物損害賠償請求の受託等を行う中での所在確認、職員による地元組合員の所在確認等を進めた結果、平成 24 年 10 月 31 日時点で組合員・貯金利用者 34,899 名中 29,110 名（83.4%）の所在を確認しています。

また、地元への帰還には相当程度時間を要する見通しであることから、避難者の多い福島県内の 4 ヲ所（福島市、郡山市、会津若松市、いわき市）にフル機能の金融業務を行う仮店舗を平成 24 年 11～12 月に設置すべく、現在準備を進めております。

なお、全職員による仮設住宅等避難先の一斉訪問を、平成 24 年度は 6 月・10 月に続き、12 月にも実施することとしております。

(c) 経営面の対策

早期の営農再開が困難なことから、東京電力に対する損害賠償請求事務の受託、賠償金の早期満額支払いや損害賠償の対象範囲の拡大に向けた折衝等を行ってまいりました。

農地の除染、復旧等が進み、営農再開の目途がついた時には、農業者の経営改善計画策定の支援、設備投資・運転資金等の農業者の負担を軽減するため市町村、農業普及所等と連携した補助事業等の活用等の支援等を行ってまいります。

d 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策

原発事故の影響により、現状、当組合管内での営農再開は困難な状態であり、事業承継の相談等は受けておりません。

管内での営農再開の目途がたつにつれ、事業承継の相談を受けることも想定されることから、今後、事業承継にかかる法務・税務研修会の受講・内部会議などを通じて、職員のより高度な知識の蓄積に向けた育成に取り組むとともに、JA 内の情報共有を図ってまいります。

e 避難先での新たなコミュニティ創出にかかる支援

当組合では、地域に根ざしたこれまでの活動・ネットワークを維持・継続するため、女性部の支部長会議（平成 24 年度上期に 1 回開催）や生産部会長合同会議・各生産部会の開催等、組織活動に対する支援を行っております。

また、避難している組合員・利用者には高齢者の方も多く、また避難の長期化により健康面への影響も心配されることから、組合員・利用者に対する健康増進活動（健康診断、診断結果に基く生活習慣改善の指導、医師や保健師による健康指導）を福島市といわき市で開催（平成 24 年 10 月）するとともに、全職員による仮設住宅等避難先の一斉訪問等の訪問活動や座談会の開催（平成 24 年 5 月に県内 6 ヶ所）、震災後一時休刊していた広報誌「アグリティ」の発行再開等を通じて、避難先での新たなコミュニティの創出、「地域のきづな」の再生・強化に取り組んでおります。

3 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っております。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っております。

信用事業については担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤・員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っております。

今後におきましても、業務の健全かつ適切な運営の確保に努めてまいります。

(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めております。

内部監査は、本店・支店、組合員サポートセンターのすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を半期ごとに理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、ただちに理事会、代表理事組合長及び監事に報告し、速やかに適切な措置を講じております。

(3) 地域特性・事業基盤にあった収支構造に向けた取り組み

当組合では、組合員・利用者ニーズに応えるため、仮本店及び県内外 7ヶ所の組合員サポートセンターの設置、広野・川内支店の再開、仮本店内でのコールセンター対応等、震災前の組織体制を大幅に見直し体制を整備しております。

東日本大震災・原発事故による事業基盤の変化を受けて、住民帰還や地域の復興状況等を踏まえ、部門毎の業務改善や部門別損益管理に取り組みながら、多数の組合員・利用者が避難している地域へ平成 24 年度内に新たな事業拠点の設置・渉外担当者の配置等を行うべく、準備を進めております。

(4) 与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む。)及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびにこれらに対する今後の方針

a リスク管理体制

組合員・利用者の皆様に安心して当組合をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要と認識しております。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべくリスク管理体制を整備し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しております。

また、これらに基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めております。

今後におきましても、上記管理体制による適切なリスク管理に努めてまいります。

b 信用リスク管理

(a) 信用リスク管理態勢の現状

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し、与信審査を行っております。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など体系的な規定手続きを整備し、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を適正に行っております。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

なお、債務者の大半が県内外に避難していることを踏まえ、継続的な債務者の現況再確認を進めております。

また、金融円滑化の趣旨を十分に認識しつつ、「被災債権の管理方針」を定め、債務者の信用状況を適切に把握し、債務者個々の実態に応じた対応(条件変更、制度資金・負債整理資金の活用等)を行うことにより、営農・生活再建を支援しつつ、適切な債権管理を図っております。

なお、理事会は被災者への信用供与の状況や信用リスクに関する報告を毎月かつ必要に応じて随時に受け、金融共済部等に対し相談機能発揮による債務者への適切な対応を指示するなど適切にリスクを把

握・管理しております。

(b) 今後の方針（不良債権の適切な管理を含む）

震災の影響が中長期に及ぶことが懸念されることから、当組合は、営農・経済部門や信用事業部門などの関係部署が連携して、組合員・利用者への訪問・面談等を徹底し、債務者の状況把握に継続的に取り組み、早期の情報収集に取り組んでおります。

その状況を適切に踏まえたうえで、リスク管理部門が当組合全体の信用リスク状況等を適切に把握・分析するとともに、特に被災者向け債権の管理・回収につきましては、被災者に対する相談機能を適切に発揮し、被災状況や生活再建に応じた適切なサポート策を提供することで、不良債権の抑制・信用リスクの低減等に取り組んでおります。

c 市場リスク管理

当組合では、「JAバンク基本方針」に基づき、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止することを基本とし、余裕金の3分の2以上を農林中金に預け入れしております。この預け金以外の資金運用については、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っております。

当組合では、当面の間、有価証券運用は行いませんが、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合のALM（資産・負債管理）などを考慮し、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、運用方針及びリスク管理方針を協議したのち、理事会において決定してまいります。運用部門は、理事会で決定した運用方針などに基づき、運用を行ってまいります。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、四半期毎にリスク量の測定を行い、経営層に報告してまいります。

d 流動性リスク管理

当組合では、前述のとおり、余裕金の3分の2以上を農林中金に預け入れしており、全体として高い流動性を確保しております。そのうえで、運用調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。

e オペレーショナル・リスク管理

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて、事務手続にかかる各種規程を決め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めております。

このうち、事務リスクについては、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しております。

また、システムリスクについては、コンピュータシステムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、システムリスク管理についてのマニュアルを策定しております。

今後も上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理に取り組むとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、リスク管理態勢を引き続き徹底してまいります。

以 上